

総務常任委員会

平成26年8月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	嶋田 善行	小野 隆雄
木澤 正男		
中西 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	教 育 長	清水 建也
総 務 部 長	乾 善亮	総 務 課 長	黒崎 益範
同 参 事	谷口 智子	同 課 長 補 佐	仲村 佳真
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	福居 哲也
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	木村 隆幸	会 計 管 理 者	西川 肇
監査委員書記	山崎 篤	教委総務課長	安藤 晴康
生涯学習課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	平田 政彦		

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会 （ 午前9時00分 ）

署名委員 木澤委員、辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

初めに、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、継続審査（1）議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、前回の総務常任委員会以後の状況につきましてご報告をさせていただきます。

この条例の一部改正が継続審査となったこと、同日に開催された消防運営委員会での内容もあったことから、6月29日の斑鳩町消防団本団役員会におきまして、改めて入団の年齢要件について相談・協議をさせていただきました。その結果、斑鳩町消防団としては、4月28日の斑鳩町消防団役員会での協議結果と変わらず、年齢要件については上限をなくすべきであるとの消防団の意向としての結論となり、その旨、次期総務常任委員会へ報告していただきたいとのことであります。

なお、入団希望者の取り扱いについても、これまでどおり消防団の意向が重要であるということから、各分団の役員が入団希望者本人と面談を行い、協議した上で、団長が町長の承認を得て任用するとのことで確認がなされております。

以上で、継続審査（１）議案第２０号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見等があればお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、課長のほうからその後の状況についてということで報告いただいたんですけども、消防運営委員会を開いていただく中で、ご意見をお聞きしたときに、意見としてはいろいろあったと思うんです。ただ、前回の委員会のときに消防団から意見をお聞きしていませんかと言うたら、意見はございませんというふうに答えはったと思うんですね。あの時点では、消防団からいろいろな意見があるということは聞いていなかったんですかね。

総務課長 前回の役員会におきましては、以前から消防団としまして、団員数が減ってくる中でどのような対策を講じたらいいかということのをいろいろとその方策を考えられておりました。町としましては、周辺の状況等、条例の内容等、周辺の条例の内容等いろいろ確認をしまして、どのようにしたらいいかということの資料収集に集めました。そうしたところ、近隣におきまして、年齢要件について上限を撤廃されているところが多い、過去から国、県を通じまして消防団のそういった任用要件の拡大を求めるような措置がたくさんございましたので、そういったことを踏まえて町のほうから提案を差し上げました。そうしたところ、消防団としましては、当然、入られる方は若いほうがいいけども、このような状態では消防団として人数が確保できなくなってくる。そうすることによって、年齢を、上限を撤廃することによって、確保もできるであろう。た

だし、年齢の、例えば60歳で年齢の上限を設けた場合は、61歳はど
ないなるか。65歳で上限を設けた場合は、66歳の方が来たらどうな
るか。消防団については、士気、体力、協調性、こういったことが兼ね
備わっている方であればどんどん入団のほうは認めたい。そしてまた、
例えば消防署を定年退職された方については当然そういったものも兼ね
備わっている。そういった方が、例えばシルバー世代、そういった方の
活用も十分考えていかなければならないというふうなことがずっとあり
まして、そういったことで、年齢要件については上限を設けないほうが
いいということで消防団としての結論が得られております。

木澤委員 だから、そういう意見は聞いてはったんですね。

総務課長 役員会としましては、断片的には出ていたのですが、結論として、
年齢要件をなくしてほしいということで結論が得られた状態でございます。

木澤委員 私、問題にしているのは、前回聞いたときに、意見はないと、聞いて
ないというふうにおっしゃったけども、今答えてもうているように、消
防団としていろいろ考え方持ってはって、意見はあるんですね。でも
そのことがきちっと委員会の審査のときに反映されなかったのは、すご
い問題やと思うんです。

その後、消防運営委員会でいろいろご意見をお聞かせいただいたとき
に、もう各分団によって意見が違うんですということで、あのときはお
っしゃったんですね。やっぱりそういう状況も聞きながら、それで最
初に課長報告してくれはったみたいに、そのあともう1回役員会ですか、
開いて、団の総意としてはどういう形でまとめるんやということでして
いただいたんやと思うんですけども、やっぱり消防団員さんからもそう
いういろいろな意見がある中で検討されているということをね、やっぱ
り最初の日いきちっと報告していただいて、それも反映した上で総務委
員会として議論しないと。

だから私はね、そういう消防団の経験ありませんし、団員である嶋

田委員のほうから意見が出たわけですね。だから、町と消防団の関係ってどないなっているのかなというふうに思ったんです。やっぱり内部でいろいろ意見があっても町に対して出せないと、そういう状態があるのかなというふうに思ってしまったんですね。

それで、消防団の意向をきちっと確認させていただこうということで、消防運営委員会でも聞かせてもらいまして、そのあと、役員会開かれた後ですね、私も清水団長さんに先週お電話させてもらって、お話も聞かせてもらいましたんで、団の総意としてまとめはったと、年齢制限撤廃ということで、そのことは聞いていますけども、だからそのことがまず委員会にきちっと報告されなかったと、議論の過程の中で反映できなかった、前回のときはね、ということがまず1つ問題だというふうに思っているんです。

もう1つ気になるんですけども、これは消防運営委員会の方に我々が委員会でいろいろなケースが考えられるということで3つのパターンを示して、65歳までの年齢制限を設けるというのと、町が示すように年齢制限を取っ払うと、撤廃するという意見と、もう1つ、確か前回意見3つぐらいあって、そういう形で、今、総務委員会で議論しているんですけどもっていうふうにお尋ねしたときに、いやいや、もうそれは決まっていることでしょうというふうに団員さんが答えはって、そのこともちょっとどうなのかなと。だから、その団員さんの意見がおかしいというんじゃないしに、システムとして、もちろん消防団の運営にかかわることなんで、団員さんの意見をお聞きして、我々も消防団として運営しやすいようにこの条例改正を行っていくべきやなというふうに思っていますけども、ただ、やっぱりシステムとしては、この議会の議決を経て条例というのは決まるものですので、そこところが、いやいや、こちらのほうからそういう議論をしていると言ったときに、それはもう決まったことでしょうと返ってきたときに、あれって。町のほうからどういう説明していただいているのかなってというのがちょっと気になったんです。そこところはどうなんですかね。

総務課長

4月の消防本団役員会のほうで入団要件の緩和について、消防本団役

員会において消防団としての意思の結論が得られました、今後の手続きについて、条例改正が必要ということから、事務局、私のほうから説明を行いまして、6月議会のほうに条例改正案のほうを上程を差し上げますと。順調に進んだ場合、6月議会の最終日に可決がされるということになりますということでご説明申しあげましたが、一部の分団のほうで、消防団のほうがこういうような統一をすればすぐにできるものであるということで誤解を招かれたかということで、説明が足らなかったということでお詫びを申しあげます。

木澤委員 やっぱり町としても、システムがこうなっていて、決して別に議会がけちつけているわけじゃないよと、よりよいものをつくろうとして議論をしているんですということもね、含めて、理解していただけるように今後についても努力をお願いしておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 今、同僚委員が話ししたの、私も全く同じことなんです。私も清水正夫団長には電話を入れております。その感触、今、同僚委員が最終的に言ったこと、私はもう、そのことが今回のこのような形になってくるんだと思います。

それと、前回の委員会で町長が、言葉はちょっと正しくないかもわかりませんが、うかつにもね、年齢制限を撤廃しても団員はふえないというような発言をされたんです。このことはね、やはりこの条例、そして議会というものに対するね、考え方、見方。

今、黒崎課長が、申しわけありませんというふうに、説明不足でしたと、団員に対してのね。私は、必ずそのことはね、もう1回やってもらいたい。以前に、私が防火水槽の点検が住民から見たらね、誰がしているんですか。もし少なくなっている場合はどうなんですかということを決算委員会か何かのときに言い出して、それは消防団だという話でなくてきて、そうしたらきちっと意思の疎通をはかってくれと。でないと、もしものときに責任をどこへ持っていくんだと。町としては消防団がち

やんと見ていなかったからだというような言い方されたから、消防団員としてもたまったものじゃない。私も消防団員でしたので、10年間だけですが、いました。だから、そういうことをきちっと、やっぱり担当の総務課はするべきだということで、1年かかってマニュアルつくっていただいたらしいんですけどね、そのときに私は消防団員からものすごいバッシングを食らってたんですよ、なぜそんなこと言うんだというようなね。もっとしっかりと説明してもらわないかん。議会というものはどういうことでみんな動いているんだと。

今回でも、修正案が出るというようなことで、本団の人らにも道で会うたび、もう何も言わんといてやと。何も言わんといてやないんやと、あんたらのために私らは修正をかけてでも団運営を円滑に行ってもらいたいと。だから、80や70過ぎなり、そういう方が来て、来ていただいて、どれだけ働いてもらえるんだ、団の中での統制がとれるんやろとか。今、消防団の分団での幹部の人たちは、70ぐらいまでの人だと思うんですよ。その方たちはみんなもう20年以上消防団として活動しておられる。だからその規律、それらについてはきちっと守っておられる、確かにボランティアの精神を持ってまだまだ、どう言うんですか、60過ぎてもそういう方はおられます。だけど、年齢制限を撤廃するということは、何歳でもオーケーだということなんです。それでまあ、先ほど課長がなんか、分団で面接して断ることができるような話をされています。条例で年齢の、その人の年齢のために断るということができないんですよ。考えてみてください、75とかの人が来られて、おたくもう75やから断りますと、何をもってやるんですか。条例でしょう。しかも、今まで45歳という年齢制限があった条例を撤廃しているんですよ。撤廃ということは、無制限ですよ。分団で面接をして、分団が何を理由に、私はボランティアで消防活動をしますということを言われて、何を基準に断るんですか。こんなんできないでしょう。だから、今いろいろな案も出ていますが、年齢制限はもう少しあげるとか、そういうこともこれから議論していったらいい。ただね、本団の人たちも、2、3日前に私は万代で会ったんですよ、もう何も言わんといてと、決まったんねんと。

それとか、4月の28日の役員会で協議した結果で確認しましたと、6月29日にね、本団役員会で。これはそのときに、先ほどから同僚委員が言っているように、このときにそないして年齢制限を撤廃してもらいたいという、そういう思いがあるんだったら、それでやっていきたいということがあるんだったら、出す前にある程度の地ならしちゅうんですかね、出してきたらよろしいんですよ。それもなしにぼんと出してきてね、まあ出すのはそれでよろしいんですけどね。しかも、消防運営委員会でも、何で決まったることやのに、何で議会がごちゃごちゃ言っているという、もう決まったことやというような発言もたくさんあります。

ただ、その中で、団長ともう1人の方がね、やはりあとの運営についてはちょっとやっぱり不安があると、団運営について不安があると、そういう意味の発言もされています。前回のこの総務常任委員会でも、現役の副分団長かな、嶋田委員からもね、盛んにそういうこともおっしゃっているし、私も36か7歳のときに入団させてもらって、10年目に、どうしてもその中の団の先輩の行動が私は共にすることができないということで退団を申し出ました。その消防団の中でね、どうしても消防団員としてね、動かれない人、動かない人、また、古い考え方を持っておられる方という。もう最近の消防団にはおられませんよ。私が入団したときはそういうのがたくさんいてたから、私を入団を勧誘していただいた、そのときは団長違いますけども、団長として長いこと活躍された方にね、入団を勧誘されたので入っていたときに、もめないでくださいと。なんでやねん。私は入って、先輩連中でむちゃくちゃなことやっている人ら、その人らにはなんでやねんということで、私はもう盛んに攻撃もしましたよ。そして、いざ火災のとき、私もあまり自慢できませんけど、何回か火災の現場に出ています。そのときにそういう方の行動でもう事故が起きるの違うかなという、そちらのほうの心配を、消防団員が事故を起こすんじゃないかなという心配もしながら消火活動をしていたんです。統制がとれていないんですよ。だから、その非常時のときにきちっとできるという方が、構成というのは、やはり高齢の方がそのときの本団の幹部よりも高齢であるということだけでやはり支障を来たすんじゃない

かと、そういうリスクが考えられるから、私も年齢制限の撤廃そのものには反対したい。だから、制限をある程度、制限年齢をいろいろみんな協議してね、それを一番いいところへ落ち着かそうと、そういう意見は、考えを持っています。だから、消防団員の本団の方がね、年齢制限を撤廃することによって団員がふやせると、安易に考えられておられないと私は確信持っています。来たら、やはりちょっと心配だなと。それがこの前の消防運営委員会での意見、まあ言うてみたらいろいろな意見が出た、その表れだと私は思っております。だからその点についてもやはり提出してきている理事者側についても、いろいろな手当てを考えなければいけない。この条例を、仮にですよ、このまま成立するんだったら、もっと人選、選考のときにどういう具合にするんだという、それはマニュアルじゃないです。きちっとしたもの、責任を持って、消防長である町長がね、きちっともっと関与していく。分団に任せて、どうなるとるんやったな、あれ、団員は、団長が委嘱となつとるのかな。だから、そういうものではなくてね、やはり町がきちっと、もし、その人を選ぶということに対してね。

それと、もう1つ気がかりなのはね、団員が少なくなるからという。言うてみたらね、消防という、そういう活動に対してね、いろいろな意味のこともできるんですよ。消防団員は消火に走っていくんです。水防でも今、ものすごく危険なことをやっているんですよ。そこらのことがね、耐えられるということ、そういう人物を選んで、それこそ少数制でね、走ってもらえると、そのほうが私はいいと思うんです。なにも定数いっぱいまで、常にいっぱいではなければいけないとか、そこらの話まで私はできない。今まあ、それだけ不足しているようにも私は思います。

いろいろ横からも聞いています。45歳以上の方でもう勧誘に行っていると。それも今の勘違いから、ある分団長かな、が、言っていました。もう私、行っているんですよ、あれ決まったん違うんですかというような、この前、そういう発言もあった。だから、4月28日にどのように説明されてどのようにこれをされたんか、もうそれで決まったと思っている。

確かに今、黒崎課長は、議会の議決が必要ですから、条例に提案しま

す。それで、議決がなると、そういう説明をさせていただいているのはありがたいですよ。ただ、それがどういうことなのかということをおね、もうひとつ念を押しておいてほしかったんですよ。条例、議会の議決で、議会は必ず町から出された条例に、はい、賛成ですって言うているようなところではないでしょう。やはり議論させてもらって、より住民のためにいい条例、いいものにしていこうというのが私らの役目なんです。そのことをしっかりとっておいてもらわなかったら、もうこれで、本団の方が全員一致やったらもうこのままになりますよ。だから、もうすぐに走ってはりますねん。これはね、私はね、あえてね、やはりそのこともみんな認識してもらうためにも、やっぱり修正っていうのが、議会は修正するんだということを私は今、強く感じています。

それでね、この中で、議会の議決により条例が改正されるんだということに対してね、各、今は消防団の方ですけど、他のところも、同じ関連するような団体のところもありますけどね、それらをどのようにね、考えてね、事務方としてね、説明されているんですか。以前に私はね、商工会のことでね、議会にも何もまだ相談ないことを、商工会の会長さんから、こうこうなりますよ。それで議会がもう理解しているんや、もう了解しているというように聞いていますとかね、そんなちぐはぐなことで、それで議会には、委員会には、例えば商工会はもう了解、理解していますよ、今回と一緒にですよ、了解してもうてます、そない言うて出してくるんですよ。そうしたら、修正をかけるなり、まあ否決ということについてはもう1回考えないかんけどね、修正をかけるということも何もしない。そのことが議会不要論にもなってくるんですよ。議会なんて全部、町が全部決めているんだと。そういう雰囲気になってきています、今。ちょうどいい、これは、ことで発覚したことだと私は思っています。

それで、現役の消防団員が一番心配していることなんです、撤廃することによって団の統制がとりにくくなるんじゃないか。そのことからの議論をやっているんですから、それはきちっと受け止めてもらうような説明を本団にもしてもらわないかんやろうし、変なしこりを残すようなことは私はやってほしくないと、そのように思いますけど。それらに対

してのね、今、どのような団、議会の議決を経るまで、どのような相手に説明をされてきているのか、総括的に副町長、お願いいたします。

委員長

池田副町長。

副町長

さっきの木澤委員さんの質問の中でも、黒崎課長のほうからご説明させていただいたとおりでございます。新たな事業を起こす場合につきましては、こうこうですよと、これについては議会の議決が必要ですよとっております。それが例えば、相手が理解していない人が何人かおる、それらについては十分全部に理解してもらうように努める必要もございまして、今後もその努力はしていきたいと考えております。

それともう1点。先ほど事前委員会で、今年度から事前委員会なくなりました。事前の委員会で議案については説明しないと。ただし、議員懇談会で説明させていただきます。その中へ議案を提出させていただきました。その場では質問しないけれども、その議案についてご質問があれば事前委員会でご質問をお受けするという具合になっておると思うんですけど、それはなっていないですよ、事前委員会でも一切議案は質問しない。ということはもう、事前委員会というのはあくまでも事前の事前の説明ということでご理解させてもうたらいんです。議員さんの、あくまでも事前の勉強会ということで。ちょっと僕聞いておりましたのは、全体懇談会で説明して、その中でちょっと疑問に思うところ、これはおかしいなと思うところは、そのときの事前委員会で質問してもうたらいんですよと理解しておった。

そうしたら、今後につきまして、いろいろな条例が、議案があると思うんですわ。その場合につきましては、よく条例の骨子ということで、これ、6月議会にこの制度始まって初めてですけども、重要な案件につきましては、例えば条例の骨子というのを outs させていただきますおるんで、今まででも。例えば税制改正の条例の骨子、もしくは景観条例でも一緒ですよ。条例の骨子というものをまず outs させていただいて、骨子でしたら事前委員会でご説明させて、条例案としては出ませんので、骨

子で説明させていただくと。もし重要な案件は2回、もう1個前ぐらいの委員会から説明をさせて、それで、議員さんのご理解を、それといろいろなご意見を聞きながら条例に反映させていくように、こういうシステムにしていきたいと考えております。ちょっとそこで認識不足がありました。

先ほどの条例の住民の説明とかいうのは、今申しあげたとおりでございます。十分今までどおりと同様に説明をしていきたいと考えております。

小野委員 事前委員会でどうのこうのというのは、私は賛成じゃないんですがね、ただね、この前の開会中の総務常任委員会でいろいろな意見が出て、そして最終的に継続という形になった。その継続となった段階でね、その日、午後から消防運営委員会、ちょうどよかったと思う。その中でも私らは、課長の説明のように本団は了解しているんだと、撤廃に了解しているんだと、その上での議論をしているんです、本団は了解しておられると。だけどそれが撤廃することによって人員が確保できるという見通し、それと高齢者、ある程度の高齢者の方が入団希望されたときにどのようにするんだと。それと、それらを含めて継続という形でとらせてもらっていました。その中で、消防運営委員会で、私らから本団の役員さんらにこのことについて質問したところ、言葉が適当ではないんですが、皆さんの考え方は種々多様、ばらばらでした。そして進み方もばらばらでした。そういうことで、そうしたら次の閉会中の消防運営委員会で再度議論して結論を出しますということでその場は終わっています。

私はそのこともありますので、清水正夫団長にも直接電話で聞きました。ほかの本団の人にも道で会ったときには話をかけていました。だけど、私もこの一定のことでね、ちょうど県の操法大会の第1回予選の大会の日だということは最近まで気づかなかったんです。新聞で21日に県で行いますと。生駒郡の、生駒南支部の代表として安堵町の消防団が行っています。皆さんも記憶にあると思いますけど、2年前には斑鳩町がその支所の代表として県大会を行っています。この日に、やはり本団の方もやはり気になっていると思います。また、私らもそちらのほうも

気になるし、こういう消防団に関する条例をね、こうするのに、まあまあ、日程調整はね、これはいたし方ないと。これはもう局長からも聞いていましたけどね、21日やと。その時点で私は21日がね、予選だということはちょっと忘れていたので。ここへやっぱり傍聴にも来ていただきたかった、しっかりとね。今、そういう認識をきちっとしてもらうのをできなかったということはね、私は、私らの前でそういうことを消防団の本団の人にきちっと町から説明してもらいたい、それは思います。だから、そのままスタートしていっていると、しかも消防運営委員会での意見を聞かせてもらう段階では、4月28日にきちっと本団の方だけでも、撤廃してもらいたいと。この年齢制限を撤廃するという案を出したのは事務局でしょう。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 事務局のほうから提案させていただきました。

小野委員 そのときに、この前の消防運営委員会のときのように、いろいろな意見が出たんですか。もう皆さん、あ、結構なことですよ。そのときはもう町からの提案やから、もう本団の方たちはまあいいわと、意見も何も出なかったですかね。

総務課長 前回の総務常任委員会のときも、委員のほうから4月の役員会のときの、本団役員会の意見についてご質問があり、年齢を決めることができないので撤廃したらいいというふうな意見で、私、まとめてお答えを差し上げました。

意見としましては、肯定的な意見が2つ出て、年齢制限を設けないほうが勧誘がしやすいので撤廃がいいというふうな意見と、上限設けるんやったら何歳までっていうのが決めにくいので、もう上限なしにやったほうが、町としてもできる限りの幅を広げてやるべきやというようなことで、肯定的な意見が2つ出たということでございます。

小野委員

堂々巡りさせて申しわけないけど、年齢を決められないので撤廃がいというの、ものすごい乱暴な考え方ですよ。今、この前の総務委員会でもね、いろいろな意見出ていたのは、年齢制限をしなかったら後の団の運営について支障がくるんだと、リスクがあるんだと、人数だけの形で確保できてもリスクのあることを条例で決めていったらね、だめなんだと。だから、それはやっぱり年齢制限をしなければいけないだろうけど、決めにくいからやめというの、それはあまりにも乱暴な考え方と私は意見として言うておきますのでね。

それでね、勧誘しやすいというだけじゃなくて、断るときのことを、断わらなければいけないような状態に対しての対応が全くそれではやっていないんですよ。それを何回も言うてもね、今の本団の方ですよ、今の本団の方は、私らでなんとかしますということ言うておられます、確かにね。けど、今の本団の方がそう言うておられても、その方たちがずっと消防団の本団をやっていくんじゃないんですよ。次にまた、来年もまた変わってくるんですよ。そのときにそういうことが起きたときに、断らなければいけない状態が起きても、なぜ自分らが断れる権利があるんですか。相手に言われたらね、条例でも年齢制限させていないんです。年齢がいつているからだめですと、そういうね、ことでは、その次の、次から段々段々、まあね、本団を運営していく方たちに、やはりいろいろな苦情も出てくると思います。だから今は、前のときも、なぜ45歳にしてあったんですかと、調べてくださいということも。最初に45歳になっている。そのことで、当時やったら45歳で10年間やってもらっても55歳だということ、45歳というのを最大限の年齢制限だということ決められたんかなと、推測ですよ。けど、時代が変わっているんだからもうちょっと上げてもいいんだと。ただし、撤廃という、そういう乱暴なね、ことで条例改正を提案されても、なかなか、意思決定機関の議員としてはね、なかなか了解はしにくいと思います、今までの説明ではね。それだけを意見として言うておきます。とりあえず、1回終わっておきます。

委員長

ほかに何かご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員

前回の総務委員会の際に、一応年齢の上限をなくすということに対して肯定的な意見を私は申しあげていたんですが、ちょっと聞かせていただけますか。これ、今の事務局の答弁といいますか、事務局から団のほうにこの年齢の、今の入団の年齢の話を持っていったというような話を今ちょっと聞いたんですが、そういうことは、この近隣の消防団の、もちろん年齢のそういうような条例がどうなっているかというのは調べた上でされていると思うんですけど、そのあたりもう1度聞かせてください。

総務課長

説明ちょっと重複するかもわからないんですけども、消防団のほうから消防団員をふやす、要件を拡大するというのをしたいと、ふやすためにはどないしたらいいやろうというようなご提案を以前からいただいておりました。そこで、近隣の状況等も調べる中で、年齢要件について、国からも通知があるように上限をなくされているところが多うございました。そういったことがありますので、年齢要件についてはこういったふうに年齢要件を撤廃して入団の要件拡充をしたらどうかということで提案を差し上げております。

近隣の状況なんですけども、初めに、生駒郡につきましては、年齢要件の上限を設けておらないところは平群町と安堵町でございます。三郷町につきましては45歳で、斑鳩町については45歳、現段階であります。続きまして、北葛城郡ですが、上牧町につきましては上限がなし、王寺町は45歳まで、広陵町が上限なし、河合町45歳以下、というふうになっております。続きまして磯城郡のほうですが、川西町、三宅町、田原本町、3町ともに上限はございません。

(「もうそれぐらいで結構です。大体わかりました」と呼ぶ者あり)

伴委員

生駒郡、北葛城郡、まあ言うたらこの西和の7町では大体これ、半分ぐらいかということですか、年齢制限を撤廃。まあ、それはそれで半

分ぐらいはそうなってきたと。それに対して、結局、もしご高齢の方が応募してきはった場合、これ絶対気になったはずですねん。そのときにはどういう対処をされているかということも調べていただいていると思うんです。そのあたり、どうですか。よその事例です。

総務課長 年齢要件を撤廃されているところの事務局のほうに確認をとっております。例なんですけど、入団を希望される方は40歳代とか50歳代が多うございますが、60歳代で入団を希望された例、1件聞きました。分団というか、その分団の幹部のほうで面接を行いまして、志も強く、体力も十分あって、協調性も兼ね備わっているということで入団を認めたということでございます。

伴委員 お1人の方はちょっと年齢がそこそこの上の方やったけど十分活動はできるというような形の方がおられた。そしてほかの場合は、たいがいまあ言うたら4、50代の方ばかりが来られていると。その中で結局年齢の上限をなくしてもいけるだろうということで、これ、こういう形で議案が出てきているというように認識させていただきます。

非常にこれ、私も、前回、総務常任委員会のと、消防運営委員会、出席させていただいて、非常にちょっと面食らった部分がありました。やはりそのあたりちゃんと意思統一と言いますか、あまりにも朝と昼からの話の内容が、あまりにも違いすぎると。解釈の部分じゃなく、もうほんまかいなというような思いをちょっとしたということだけ付け加えさせていただきます。以上です。

委員長 小野委員。

小野委員 今、同僚委員の質問で答弁等、私ちょっと理解しにくいところあるんです。年齢制限を、安堵町はないということなんですけど、それはもともとからないのか、あるときに撤廃されたのか。そういう調査もされているんですか。私はそれもポイントだと思うんです。

それとね、今、年齢制限がないところでも、40から50ぐらいの方

が多いと。60ぐらいの方も来られたけど、その方に面接して入ってもらったと。当然ですよ。年齢制限してないところ。だからね、年齢制限をしてあるところで、60歳の方が来られたんで面接して入ってもらったんだと、だからそういう方も斑鳩町にはおられるかもしれないので、今、年齢制限をとると。だけど、そういうように短略的にいくものでは私はないと思います。だから、そういう事例があるんだったら、例えば65歳とか、そういう年齢制限は堅持しておく必要があるということなんです。もう少しね、やはりみんな、きちっとその流れというものを考えなあかんと思います。

それから、近隣でも今、半分ぐらいやったんかな、ちょうど、年齢制限ないところ。その年齢制限がないというのが、最初から年齢制限がしておられなかったのか。それで、支障なくずっとこられたのか。今の課長の答弁だったら、最初からなくて、60歳の方が来られたと。だけど、団としてはちょっとなという考えがあるから面談を行ったと。そうしたら意思確認ができたので、協調性もあるので入団してもらったということで、それを、年齢制限ないねんからそんなことする必要もないやろうしね、入ってもらえるんやと。今、そういう状態に斑鳩町はしようとしているんですよ。

年齢制限が45歳というのがあるって、60歳ぐらいの方でそういう有能な方っていうんですかね、そういう精神の強い人を団員のほうでも入ってもらいたいと。そうしたら、それをクリアするだけのところで制限したらよろしいんですよ。例えばプラス20歳、65歳というような、そういう考え方も出てくるんです。60歳やったら、退職してすぐというのは、もうそれで来られないかもわかりません。そうしたら65歳にするか68歳にする。68歳やったら私、ぎりぎりですから、入団させてもらえるかわかりませんがね。そういう形で年齢を検討することは可能なんです。そうすることによって、私らがものすごく老婆心ながら80の人が来られる、そんなことあらへんと。それはもう、わかっていますよ。だけど、もしかしてそういう方が来られたときにどうして断るんだという、その方法があるんですかということ聞いて、ないんですよ。団員の方が面談して断りますと。団の人らも、そんな80歳ぐら

いの方が来られるということは全然思っていないんです。だけど、条例というものはそういうものじゃないんですよ、ね。今、条例としてこうしてやる限りはきちっとした、斑鳩町の法律ですから、当然そこらをきちっと検討して出してくるのが当たり前で、また、そのことで議会ががちやがちや言っているような印象で言うてもらっても困りますしね

どうなんですかね、残りのね、年齢の上限がないところは最初からか、それは、そういう調査はできるんですか、できないんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 その調査はやっておりませんが、恐らく、今言えるのは、その調査はできますけども、恐らく今現在あるところは当初からなっていると思います。近隣の生駒市、郡山市でも全て年齢上限はされておられませんので、当初からなっておると考えております。

次に、いろいろ検討して出してくださいということでしたが、町といたしましてもいろいろ検討した中で年齢を決めなかったということでご理解いただきたいと思います。45歳を50歳にする、やっぱりこういう意見が出るのは当然町も考えておりました。なんで60にせえへんの、なんで55にせえへんの、そうしたらなんで65、また70。いろいろご意見はございます。そうした中で、奈良県内の状況を見ましても、奈良市も生駒市も郡山市もやはり年齢制限はなしで今日まで運営をされてこられております。また、近隣の市町村でもそういうところがございますので、そうしたらもう年齢制限を決めないで、今日まで問題なくきておられるということでしたので、決めないで上程をさせていただこうと、町としてもいろいろ検討を終えた上で年齢制限を外したということでございます。

当然今ご指摘の質問事項は当然内部で検討する中で全て懸案事項として出ておりました。けれども、あえてそういう近隣の状況も踏まえて出させていただいたという経緯がございます。

小野委員 言葉のニュアンスをつかまえてちょっと言うのも悪いんですけどね、決

められなかったというようなね、課長はさっき決められなかったと、いろいろなことね。今、副町長は、それは、近隣のほうでも決めていないところのこと、状況もしっかり精査して、そうしたら決めないでいこうというのと、決められなかったから撤廃で条例改正を出したというのでは、私は議会に対しての考え方も、ちょっと説明の仕方も、ちょっと不備があると、そのように思います。だからね、その中でやはり町長もそういうニュアンスで答弁されたんかなと、今になったら思っています。

そして、その中で、消防の運営委員会で本団の役員さんがやはりいろいろな意見をお持ちだったと。この4月28日ではあまり意見も出されていなかったということでこういう事態が起きているんだと思います。

そうしたら、今条例を出された中で、意思決定機関の中の委員さんらで、そうしたらこの、いろいろな意見があるというのは、団の人がいろいろな意見があるとか、ことでなくて、条例をきちっと決めていく中で、この委員の中、議会で制限、年齢を決めるような議論に切り替えていってもらえたら、それでいいと思います。

委員長

6月の消防運営委員会のほうで、消防運営委員会の運営の仕方に問題があったなということで、私の、委員長のほうからすごく反省しております。委員の皆さま方にはご迷惑をおかけしたなというふうに考えております。また、私のほうから理事者のほうにですね、念を押す、確認をするということがやっぱり不十分だったのかなというふうに思います。また、理事者のほうとしてもやっぱり消防団のほうにですね、そういうふうに話を、いろいろな意見はあるかもしれませんが、消防運営委員会のときにはちゃんと団としての考え、総意として発言していただくようにという念押しというかですね、確認をちょっと足らなかったのかなというふうに、僕のほうも思っております。

また、6月の消防運営委員会を踏まえてですね、その後、私、総務常任委員会の委員長としてですね、担当課のほうにはですね、二度とこのようなことがないように、次の委員会のほうではちゃんと消防運営委員会、消防団のほうでですね、議論をしていただいて、しっかりとした総意として今度の委員会のほうであげていただかないと、私たち総務常任

委員会としてもなかなか議論がしにくいというふうをお願いをしてまいりました。その中で、本日、担当課のほうがしっかりと消防団のほうと議論をしていただいてこのような報告を本日受けたというふうに思っております。

また、ちょっと面談についての補足なんですけども、フリートークのときにですね、消防団の方がですね、面談については私たちのほうも信用してほしいというふうにおっしゃってございました。言い方がおかしいかもしれませんけども、入団してこられる方の資質が欠けるような方がもし入団してしまうようなことがあれば、私たち消防団の運営のほうもちょっと危ぶまれるということにもなりかねないので、しっかりとした面談を行っているから、年齢制限の撤廃については異論がないというふうなご意見もあったということをですね、付け加えさせていただきたいと思います。フリートークでしたので、もしかしたら皆さま方のほうにも聞こえたか聞こえていないのかわからないので、ちょっとこの場でご報告をさせていただきます。 木澤委員。

木澤委員 今、委員長ね、自らの反省点としていろいろおっしゃっていただきましたけど、消防運営委員会の運営は別に間違っていたとは思っていません。いろいろな意見が意見が聞けて逆によかったというふうに思っています。総意としてやっぱりきちっと確認していくのは理事者であるでしようし、あるいは委員会としてもやっぱり確認はしていくでしょうけども、運営が悪かったとは思っていませんので。

委員長 小野委員。

小野委員 今回の木澤委員のに付け足すような、同じ意見なんですけどね、委員長の今の発言の中ではね、やはりちょっと誤解を招くことが、私はあると思います。消防委員会で、委員会で、団で、本団でまとめておいてくださいと、そんなものだったら消防運営委員会開く必要ないんですよ。消防運営委員会というのは、消防団の意向を議会へ直接話をしましようということだから、この前のは、今まで経験していますけど、一番意義の

ある、意味のある消防運営委員会だと私は認識しています。だから、委員長としてはちょっと混乱をさせたというように思いますけどね、混乱をさせているんじゃないですよ、議論を深めているんです。だから、ちょうどよかったなということでもありますし、それをくしゃっとうまとめてしまうのがこういう議会とかそういうところではないと、私はあえて申しあげたい。当然、委員長もそのように思っておられますよ。議論する場なんですよ。だから何も町から言われたことはいはい言うてるのが議会じゃないんですよ。それはくどくど私も言うてますけどね、みんな議論するんですよ。だから消防運営委員会というのは、消防団の本団の方たちと議員が懇談すると。昨年度ね、意見交換会というのを要領もつくりましたけどね、そういうことなんですよ。だから、いろいろな意見を言うてもらったほうがいい。だけど、最終的に、そして条例がそしたらここで決まったら、その条例を守ってもらうのが、その団ですよ、消防団です。

今まあ、いろいろ委員長苦勞されているということはわかりますのでね、その点ちょっと誤解を招くような発言はちょっと私は控えてもらいたいなど。皆さんそれでいいんやと思っておられるとしても、私は、議員としては、議会としては、それはちょっとまた間違った認識を皆さんに植え付けるんじゃないかなと。

この条例改正がね、議会が議決をして条例改正なりますよと、担当が本団の方たちにおっしゃっていても、その意味が伝わりにくかったと。だからあのときに、決まったん違うんですかと言うてはったんです。ということは、もう町が条例改正を出したらそれは通るものやという認識なのか、それでいくんやと。その前のその本団に対しても、今の場合の本団に対しても、それを、一応こういうようにちゅう説明しておられます。ただし、やはり議会の議決が必要なんですと。議会でいろいろな意見を聞いて、その中で継続を打っていたと。そのことをフリートークのときとかその前にも話しさせてもらったら、あらっという感じが出てきた。やっぱりそういうのが消防運営委員会というもう1つの委員会をこしらえてある、その目的ですのでね、なにも懇親会的に何でもイエスマンで終わっているようなところやったらする必要もないんやろうし、

私はもうそういうことで報告だけ聞いてもらって、報告だけをこちらも聞いている、そんなんやったらもう委員会に所属する委嘱状返しますよ。

委員長

私の思いとしましてはねですね、消防団の方々、いろいろなご意見を持って当然だと思います。しかしながら、消防運営委員会をやるにあたって、やはり消防団の総意としてですね、ちゃんと各自の意見を、思いを言ったあとにそういうふうにまとめていただかないと、この前の消防運営委員会としての取りまとめがどうかですね、なかなかできなかったということに関しまして、そういう念押しを、私のほうから理事者、理事者のほうからちょっと消防団のほうにそういうふうな念押しが足らなかったのかなという反省がありまして、ちょっとお詫びをさせていただきました。 嶋田委員。

嶋田委員

2回目の消防運営委員会で、消防団の総意として年齢制限撤廃に賛成するというふうなことで私も消防団のほうから聞きましたけども、その前提として、断れるねんと、断れるさかいに年齢撤廃、何歳でもかまへんねんというふうな話でした。そこで、逆に、ほんだら断られへんかったら、年齢制限撤廃されて大丈夫言うたら、そんなんかなんがなど。断ることを前提に年齢制限の撤廃に賛成やと。そうしたら、断ることを前提やったら、断られない年齢を設けたらええだけのことであって、私の受けた印象はそういうことです。

それと、分団で面接して判断するということなんですけども、これ、私前から言うてるんですけどもね、消防団に入団される方は、斑鳩町消防団に入られるわけですね。誰面接するんですか。1分団、2分団、3分団のテリトリーがあって、そこに住居している者はその分団にしか入られないと、そういうふうな慣例があるから、入ってくる人もだんだん少なくなっていくんですよ。若い子が消防団入って、ああ、消防団ええな、活躍できるしと。そうしたら友達も誘うかと。その友達がほかの分団のところに住んでおられたら、消防団入っている友達のおる分団には入られないわけなんですね、今、慣例で。そういう慣例なしにしたら入ってくれるわけですよ。消防団員が減っているというのは、元凶は僕

はそこやと思っていますよ。斑鳩町の消防団に入って、入った人がどこそこの分団にいきたいと。そうしたらそこの分団の方、面接してくださいというのが本来の姿や思いますわ。まずそれ直さんことには、団員なんかだんだん少ななっていくの違いますの。新しい子を発掘しようと思ったら、その友達通じて、一番手っ取り早いですやんか。それを、そのテリトリー、2分団の地域に住んでいる者は2分団にしか入れへんねんという、そういうばかげたことをやっているからだんだん減っていくんですよ。

それとね、もう1つ、今まで、5代6代前ぐらいの消防団長、退任時のときの年齢ですね。それ、わかっていたらちょっと教えていただけますか。

委員長 今の質問2点について、答えることができますか。 黒崎総務課長。

総務課長 初めに、消防団長、5代、6代前までの退任時の、団長の退団時の年齢でございますが、前団長が66歳、2代前の団長が61歳、3代前の団長が72歳、4代前の団長が67歳、その前の団長が63歳、その前が62歳というような状況になっています。

委員長 もう1つ、消防団の区域について、どのように今後考えていくのか。 池田副町長。

副町長 消防団の区域ですけども、今日まで、今、質問者がおっしゃいましたように、各住所地でやっておりました。これにつきましては、やはりその地域、消防団はその地域、地域で活動していただくということで、自分の、例えば一番住所地に近い、活動するときね、ということで、その区域の分団に入ってください。例えば今おっしゃいましたように、この友達おるからこっちの友達、こっちのやつ、例えばもう極端な話、1分団が住所地やけども3分団に入ってくれと、こんなん聞いたとき、いや俺はもう、そうしたら仮にですよ、俺はもうここの分団いらんねんと、あいつおるからいらんねんと、そうしたら全部これ、2分団に行き

たいねんと、こんなことも絶対今後あり得ると思うんですわ。それが起こらないためにね、やはり住所地を設けて、やはり一定の制限を加えて組織を運営していただいております。ただいま質問者おっしゃいましたように、例えば3分団に友達おるからどうしても入りたい、それは意味もわかりますけども、またそういういろいろなことも考えられますので、今日までに住所地という要件はどの市町村でもその趣旨からね、その住所地ということは、各分団で運営、どの市町村もそれで運営されておると思うんですわ。例えば、斑鳩町では3分団しかないですけども、河合とか、王寺でも5分団もありますし、もっと、平群でも河合でも分団多いです。分団が多いからどうしてもその地域、地域で縛りと言うたらあれやけど、地域の中でみんなと一緒に消防をやっていこうという趣旨でやっておられますので。

それで今言われたように、どうしても例えばもう転居とかありますわね、転居とかあると思いますけども、どうしてもやむを得ない場合については、それはもうまた本団で、その場合は本団に相談していただいて、やっていただいたら、それは特例になりますけども、そういうどうしてもという事情がありましたらそれはええと思いますけども、そこで個人の意思が働いたときに各分団の構成人員がばらばらになるという恐れもありますので非常に怖いということで、今日までそれで運営されておると思っております。

嶋田委員

まず、団長のあれは、60代で退任されておられる。これ、システム上のこともあろうかとは思いますが、60代ぐらいで退任しておられると、平均で65歳ほどになろうかと思えます。

それと、今、副町長おっしゃいましたけれども、あのね、これ、昔、法隆寺村、富郷村、龍田町と、3つが分かれて1つの町になったと。その当時はね、造成地なんかもなかって、在所、在所があったんですね、その在所、在所のテリトリーが、結局分団を構成していたと思うんです。ただし、今は造成地が、もうほとんど造成地ですね。もう在所の感覚ではもうだめやと思うんですわ。しかも、人数のバランスが崩れるっておっしゃいましたけれども、その1つの分団の、大体人数というのは30人

になっていますね。50人と20人いうようになつたらそれはバランス崩れるというのわかりますよ。30人と20人やつたら、バランス崩れるという話ではないと思いますねん。これだけ団員が減ってきてどないしようか言うてるときに、やはりこの狭い斑鳩町の中で、テリトリーというのは、団員を募るテリトリーというのは、もう考え直していくべきだと。ただし、火事の消火活動のあと、まだ火出るかどうか、その区域分けは必要だと思います。全部の消防団員が守るんやなしに、その持ち場、持ち場でやればええと思いますけれども、団員の募集に関しては、もうやめたほうがいいと思います。それでしかも、今までは、住んでいるところかまたは働いているところ、例えば1分団の方が2分団で働いていると、そうしたら2分団へも入れたんですわ。それが今、もうそれもなくなったと。自分で自分の首絞めて、ほかに団員ふやす方法何かありませんか言うてるようなことではね、ちょっといかなものかなとは思いますが。

それで、先ほど上限年齢を撤廃して、55やったら56の人どうなんねん、60やったら61の人どうなんねんとおっしゃいましたけども、それはある程度の理由がたてば上限設けて然るべきことであろうと私は思っております。先ほどとにかくね、言いましたように、ほんならこれ、断られへんかったらどうするねんと言うたら、そんなん困るがなと。基本的にはもう断るということですやんか。消防団の総意で上限、年齢撤廃、総意や言うけども、とにかく断ることを前提としているということも、委員の皆さんにも知っておいてほしいなと思っております。

委員長

暫時休憩させていただきます。

(午前10時10分休憩)

(午前10時10分再開)

委員長

再開いたします。

本件について取りまとめのため、10時30分まで休憩させていただきます。

(午前10時10分 休憩)

(午前11時06分 再開)

委員長

再開いたします。

吉野議員のほうは体調不良の関係で退席されましたことをご報告させていただきます。

先ほどの休憩中にいろいろと議論をさせていただきましたが、結論には至りませんでしたので、この件につきましては今後引き続き審査をしてまいりたいというふうに考えております。

それでは次に、継続審査(2)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 継続審査、(2)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

5月29日から6月24日までを会期として開催しました春季企画展「中宮寺跡—聖徳太子建立の尼寺—」につきましては、1,070名にご入館いただきました。また、関連行事として6月15日に開催しました史跡中宮寺跡現地見学会では、80名の参加がございました。

次に、前年度の発掘調査の成果などをいち早く紹介する速報展「斑鳩の文化財展—平成25年度実施の調査成果展—」を、7月24日から8月12日までを会期として開催いたしました。官学連携協定に基づき、今年3月に奈良大学の協力を得て実施いたしました斑鳩大塚古墳周辺における発掘調査で出土した埴輪などを展示し、492名にご入館いただきました。

次に、去る6月20日に開催いたしました斑鳩町文化財活用センター運営委員会では、昨年度の事業報告や今年度の事業進捗状況等について報告・説明を行いますとともに、春季企画展の視察を行っていただき、展示に関する指導や助言を賜ったところでございます。

次に、こども考古学教室の開催であります。

毎回多くの参加者を得て好評のこども考古学教室を、今年も小学生が参加しやすい夏休み期間中に実施しております。8月3日にはこども勾玉づくり教室を開催し、16組、32名の方にご参加いただきました。

今後ですが、明日8月22日にこども1日学芸員体験、こちらは3名の申込をいただいております。そして、8月24日、日曜日ですが、こども鏡づくり教室、こちらは13組・26名の申込をいただいておりますが、順次開催してまいります。

また、中学生以上を対象に開催いたします斑鳩考古学講座につきましては、現在募集中でございます。勾玉づくり講座を9月7日に、鏡づくり講座を9月20日に、出土遺物整理作業体験を10月19日に開催してまいります。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

今年度の整備工事につきましては、7月16日に入札を執行し、株式会社青山組が4,309万2,000円で落札をいたしました。工期は本年7月17日から平成27年3月24日までで、現場での工事につきましては今週から開始をしているところでございます。なお、工事開始にあたっての地元自治会への説明については、8月9日及び10日に開催を予定しておりましたが、台風11号により中止または延期をさせていただきます。ただし、現地工事の着手については、あらかじめ了解を得ております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑・ご意見等があればお受けをいたします。何かございませんか。

(な し)

委員長

それでは次に、2番目の各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 子ども模擬議会の結果について、報告を求めます。

安藤教育委員会総務課長

教委総務
課長

それでは、子ども模擬議会の結果についてご報告いたします。

去る8月12日、郷土に愛着を持つとともに議会や行政に関心を持ってもらうことを目的に、子ども模擬議会を開催いたしました。今年で20回目となっております。

議場におきまして、町内の小学校6年生9人と中学校1年生9人、合計18人の児童生徒が一日議員となり、夢のある将来の斑鳩町というテーマで質問を行っております。

観光客の誘致、河川の清掃、商店街の活性化などにつきまして、豊かな発想をもとにさまざまな角度から質問を行うとともに、議会や行政の仕組みなどにより関心をもつ貴重な体験学習となりました。

また、この体験を2学期に各学級で報告することで、自分たちで何ができるのかということをもみんなで議論していただくようお願いをしております。

最後になりましたが、中西議長におかれましては、大変お忙しい中、模擬議会前日の一日議員任命式、模擬議会当日の2日間にわたりましてにご協力いただきまして、改めましてお礼を申し上げます。

以上、子ども模擬議会の結果についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

各課報告事項についても終わりますが、そのほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。 乾総務部長。

総務部長

去る8月9日の土曜日から8月10日の日曜日にかけて接近をいたしました台風11号に係ります対応状況につきましてご報告させていただきます。

本町におきましては、降り始めからの雨量が186ミリに達するなど、台風による大雨の影響がございました。

初めに、避難準備情報の発令状況についてであります。富雄川及び大和川の水位の上昇に伴いまして、氾濫の危険性がありましたことから、高安、高安西、それから幸前地区などの住民の方々及び目安、目安北地区などの住民の方々に対しまして避難準備情報を発令をいたしております。

また、高安、高安西、幸前地区につきましては、避難準備情報の発令後も富雄川の水位が上昇をいたしまして、氾濫する危険性がさらに高まりましたことから、避難勧告を発令をいたしております。

また、本町に土砂災害警戒情報が発令されましたので、峨瀬、竜田ネオポリス、北庄地区などの住民の方々に対しまして避難準備情報を発令をいたしております。

次に、避難所開設の状況についてであります。避難準備情報及び避難勧告の発令を行いましたことに伴いまして、中央公民館など8箇所の避難所を開設をいたしました。避難者数につきましては、合計で65世帯、111名の方が避難をされたという状況でございます。

以上で、台風11号に係ります対応状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 そのほかに何かございませんか。 面卷企画財政課長。

企画財政 それでは、企画財政課から2点ご報告をさせていただきます。

課長 まず初めに、北庁舎建物の無償譲渡及び北庁舎土地の無償貸付に伴う各契約書案等の修正についてでございます。

北庁舎における保育所整備につきましては、去る8月13日開催の議員懇談会におきましてご説明をさせていただいたところでございますが、これら契約書においてご指摘を賜りましたので、改めて確認し、その関係する部分について修正いたしましたので、ご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。下線でお示ししている箇所が修正をさせていただいたところでございます。

初めに、財産の無償譲渡についての修正であります。1の譲渡する財産の表示であります。種類につきましては、当該物件をより明らかにするため、「建物」の後ろに「(北庁舎)」を追記いたしました。

その下の所在地につきましては、「3丁目」の3を漢数字に、「1564番5」を「1564番地5」に修正いたしました。

次に、3譲渡の相手方がありますが、1行目の住所について、「4丁目」の4を漢数字に修正いたしました。

なお、和光会の住所の番地、3274番地1につきましては、改めて和光会に確認をいたしましたところ、法人登記上の住所が本住所となっており、全ての契約でこの住所で行っていることから、本番地により契約をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2ページをご覧くださいませでしょうか。公有財産無償譲渡契約案の修正であります。第2条の譲渡物件でございますが、先ほどと同様に、所在地につきましては「3丁目」の3を漢数字に、「1564番5」を「1564番地5」に修正するとともに、種類について、「建物」の後ろに「(北庁舎)」を追記いたしました。次に、第5条の所有権の移転及び登記手続きであります。必要となる登記手続きにつきましては和光会において手続きすることから、2行目を「乙は、遅滞なく本件建物の登記手続きをするものとする。」と修正いたしました。

3ページにお移りいただきまして、一番下の甲及び乙の住所がありますが、本町の住所の「3丁目」、和光会の住所の「4丁目」をそれぞれ漢数字に修正いたしました。

4ページをご覧くださいませでしょうか。財産の無償貸付けについての修正であります。1貸付けする財産表示でございますが、「種類」としていたものを「地目」に、「土地」としていたものを「宅地」に修正するとともに、所在地につきましては、「3丁目」の3を漢数字に、「1564番5」を「1564番地5」に修正いたしました。また、「数量」と表示していたものを「地積」に修正いたしました。次に、3の貸付けの相手方がありますが、1行目の住所について、「4丁目」の4を漢数字に修正いたしました。

5 ページにお移りいただきまして、公有財産使用貸借契約書（案）の修正でございます。第2条の貸付物件で、先ほどと同様に、所在地につきましては、「3丁目」の3を漢数字に、「1564番5」を「1564番地5」に修正いたしました。また、「種類」を「地目」に、「土地」を「宅地」に、「数量」を「地積」に、それぞれ修正いたしました。

6 ページをご覧くださいませでしょうか。一番下の甲及び乙の住所であります。本町の住所の「3丁目」、和光会の住所の「4丁目」をそれぞれ漢数字に修正いたしました。

以上で、北庁舎建物の無償譲渡及び北庁舎土地の無償貸付に伴う各契約書案等の修正につきましてのご報告とさせていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目でございますが、平成26年全国消費実態調査の実施につきましてご報告を申し上げます。

国では、本年9月から11月までの3か月間にわたり、全国消費実態調査が実施されます。本調査は、国民の生活実態を家計から総合的に把握し、国民生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得るために行われる統計調査となっております。

この調査対象地域の世帯の中から、市町村では、2人以上の世帯が22世帯、単身世帯が2世帯の合計24世帯が選定され、調査員が各世帯を訪問し、調査を実施いたします。

なお、本調査は、インターネットによる回答も可能となっているところでございます。

以上で、平成26年全国消費実態調査の実施につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ほかにご報告しておくことはございませんか。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長 それでは、生涯学習課より、都市計画道路法隆寺線整備に伴います中央公民館の工事についてご報告いたします。

 前回の総務常任委員会におきまして、都市計画道路法隆寺線の地権者と契約見込みであり、これにより中央公民館の敷地の一部で工事が必要

である旨のご報告をさせていただいております。

去る8月14日の建設水道常任委員会にて、予定どおり6月16日に契約を締結したこと、また、その工事について、株式会社中谷組が決定し、来月初旬から現場での工事に着手していくとの予定との報告がなされております。

工事実施にあたりましては、担当課の都市整備課と十分連携し、利用者への周知及び安全の確保を第一に慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご意見申し上げます。以上でございます。

委員長 ただいまのご報告に対して、質疑・ご意見等があればお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 台風被害の報告いただいて、もう建水のほうでもお聞きしてはいますけれども、今回、携帯のほうに避難勧告等情報を入れていただいて、非常にまあわかりやすかったし、システム自体いいなあというふうに思ったんですけども、私の携帯だけかもしれませんけども、一番最初のやつはすぐ入ったんですけども、2回目、3回目のやつが、妻の携帯には入っているのに私の携帯だけ30分おくれて入ってきたんですね。災害時、まあ曇っているということもあって電波が悪いという状況があったのかなとちょっと思ったんで。何で自分の携帯に入らへんねやろうというふうに思いながら、町のホームページに出ているかなと思って確認をしたんですけども、町のホームページにはそれはリンクしていないんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 この今の避難準備情報とか避難勧告の関係については、町のホームページには掲載はしておりません。緊急情報メール、エリアメールですね、こちらのほうで通知をさせていただいたのと、それから、その周辺には広報車で広報させていただいたということでございますので、今のとこ

ろちょっとホームページにはリンクはしていないという状況でございます。

それとあと、この今の緊急速報メールが時間がちょっとずれてというお話なんですけれども、まあ1回目と2回目は入ったということですね。3回目がちょっと時間がおくれたということでございますけれども、おくれた理由はちょっとわかりませんが、また電話会社にどういう状況なのか、そういうことがあるのかどうかということですね、ということもちょっと確認しながらやっていきたいと思っておりますので、ちょっと今すぐどういう状況でおくれたのかわかりませんが、全然入っていないという方もおられるんですけど、まあそれは設定の関係で入っていないという方もおられるんですけど、1回目と2回目が入って3回目がおくれるというのはどういう状況であったのかちょっとわかりませんので、それも確認をしておきたいと思っております。

木澤委員 今、ホームページのほうにはリンクしていないということですが、災害時に一番最新の情報をやっぱり確認したいなと思って、そういう情報がね、ホームページの頭とかにぼんぼんと更新していけるような状況がやっぱりあれば非常に便利だと思いますので、ちょっとまた検討をね、ぜひしていただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

総務部長 今回はホームページにはちょっと掲載しなかったんですけど、まあ、そういった時間的な余裕があるかどうかということもあるんですけど、そういった情報も当然必要になってまいりますので、できるだけリンクするような形で考えていきたいというふうに思います。

委員長 小野委員。

小野委員 財産の無償譲渡とかの契約書の件なんですけどね、前回のときにも指摘しておいたので、これでいいのかなというふうに思っております。

ただしね、前回指摘していなかったことで今回気になることがあるんですがね。この今、資料として提出いただいております鏡ちゅうんですか

ね、財産の無償譲渡について、譲渡する財産の表示、種類、所在地、構造、建物面積。土地のほうも、地目、所在地、それから地積となっているんですがね、これはやっぱり契約書の順番で修正しておくべきだと思うんですが、何か意味があったのかな。まあ、前回にいただいた資料にもそうなおったんですよ。だから、そのことは私は指摘していないんですけど、順番はやっぱりそろえておくべきやということをね、今、気がついただけなんで、申しわけないんやけど。それはもうイメージミスで考えてよろしいんですかね。ちょっとお願いします。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 まことに申しわけございませんでした。契約書のとおりあわせていただくように修正させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 台風11号の件ですねけどね、前から私、ちょっとお話しさせていただくときに、町の防災計画、非常に、できるだけ早期につくってほしいと。やっぱり、私の地域のほうで大和川、それでやっぱり三代川、非常に挟まれている。そしてなおかつ西小が非常に水に対しては、非常にやっぱり難しいといいますか、避難する場所として、果たしてそれでいいんだろうかというような声も聞いております。やっぱりちょっとその辺で町の防災計画をできるだけ早期につくっていただくことを要望しておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 先ほど生涯学習課からね、中央公民館の工事のことで報告、まあ建設水道常任委員会でも報告いただきましたけど、住民周知については公民館のことですのでね、しっかりとやってもらいたいと思いますねけど、工事の安全、進行に対しても、いろいろ心配することもあると思います

がね、中央公民館の管理者としてね、都市整備課かな、今工事实施は。そこらとタイアップして住民周知を徹底的に行ってもらいたいと思うんですが、どのように考えておられるのかね、どのようにされているのか、ちょっと教えてもらえますか。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 都市整備課のほうで、9月号の広報でまずは情報のほう出していきます。また、当然ながら中央公民館の利用者の方には、中央公民館のほうにそういった掲載、各自主グループ等への周知、そのあたりを準備されるというふうに聞いておりますので、当然そのあたりも見させていただく中で、公民館とも相談しながら周知していきたいと考えております。

小野委員 工事は発注されて、もう準備工として、建水のほうで聞いているのはもう9月からされると聞いております。それらについて、今の課長でしたら、それだけやっていきたいということじゃなくて、もうやっていたいでいるのかなと思っているんですがね、早急に。9月から着工してくると思うんですがね、ちょうどこの。だから、漏れ落ちちゅうかね、ないように何度も案内してもらいたい、そのように思いますので。やっでもうているということも確認できましたけど、何度も、しつこくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 私のほうから1点。台風11号の関係についてのエリアメールのことにに関してなんですけれども、1通目、2通目のエリアメールに関しまして、避難準備指示に関するその理由が明記されていなかったのかな。3通目、4通目以降にはその理由が明記されていたんですけれども、私たち関係者にとっては、エリアメールが来て、住所を見るだけで、どうい

う理由かというのがわかるんですけれども、特に新しく引っ越してこられた方、そこの地域に該当する方にとってはすごくちょっと不安に思われたメールでしたので、今後。そのエリアメールはなぜ理由が載っていなかったのかと、今後どういうふうに考えておられるのかについてだけ、ちょっとお答えいただきたいなと思います。 乾総務部長。

総務部長

ご指摘のように、1回目と2回目につきましては、その理由というんですか、この地区の方は最寄りの避難所へ避難してくださいというような内容で、どういう理由でというのが掲載をしておりますませんでした。

3回目以降についてはそういった反省のもとで、そういった理由を入れていない、ほかの市町村のエリアメールも入りますので、ほかの市町村のエリアメールがそういった理由をちゃんと入っているというところがありましたので、3回目はそういった形で理由もちゃんと入れて発信したということでございますので、これは1回目、2回目の反省点ということで、次回からはそういうことのないようにきっちり、ご存じない方もちゃんとわかるような形で、文面、字数にも制限があるんですけども、わかるような形で、よりわかりやすい形でメールを送っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきます。

委員長

ありがとうございます。

ほかに、委員の皆さま方からご意見ございませんか。

(な し)

委員長

以上をもちまして、各課報告事項については終わります。

続いて、3番目のその他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 小野委員。

小野委員

前回の一般質問で、大字龍田財産区財産のことについてのいろいろな質問もさせていただきました。その中で、やはり管理者として今後いろいろと検討していかなければいけないという答弁をいただいたんです。

このことについて何か、その後、例えば下司田水利組合とかの協議とかそういう場所を設けておられたのかね、その点お聞きいたします。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 小野委員のただいまのご質問でございますが、6月議会以降、水利権の問題解決に向けまして、面談などを通して、現在、下司田池水利組合と協議を続けているところでございます。町といたしましても、水利権の課題解決が一番の優先課題と考えており、引き続き協議を続けてまいりますので、その中で何か動きがございましたならば、随時議会にもご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

小野委員 今後議会にもご相談を申しあげながらと、真剣に対応してまいりたいと考えていますということで締めくくっていただいているので、開会中、9月議会に私はまあこの委員会でね、継続審議としていろいろ、継続して水利権の問題、また地元自治会との協議内容、それらについても協議していきたいと思っておりますので、9月議会にその点も提案させていただきたいと思っておりますので、委員皆さん、ご理解をお願いいたします。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、副町長のご挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

(午前11時34分 閉会)